

鹿県身障

かんぎ

成宜

発行所

社会福祉法人
鹿 児 島 県
身体障害者福祉協会

鹿児島市小野一丁目1-1
ハートピアかごしま3階
電話 099-228-6271

発行人 藤田 満
かんぎ 第156号

社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会

令和2年度 事業計画

令和2年3月11日、令和元年度第6回理事会を開催し、次のとおり、令和2年度事業計画及び収支予算が決定しました。また、評議員会については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて開催を中止し、書面決議にて承認されました。

また、令和元年度収支決算は、2ページのとおりです。

○ 事業計画

〈法人本部〉

- ・障害者の明るくらし促進事業
- ・オストメイト社会適応訓練事業
- ・脊髄損傷者生活訓練事業
- ・リウマチ身体障害者生活訓練事業
- ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- ・身体障害者スポーツ振興強化事業

障害者スポーツ指導員養成事業

「障害者11番」運営事業

- ・障害者福祉活動推進事業（障害者社会参加推進センター運営事業）
- ・障害者福祉団体活動助成事業
- ・手話通訳者設置事業
- ・全国障害者スポーツ大会派遣事業
- ・障害者保健福祉大会開催事業
- ・ITサポートセンター運営事業
- ・情報サポート事業

・障害者スポーツ振興事業

〈障害者自立交流センター〉

- ・障害者自立交流センター管理運営事業
- ・県障害者スポーツ大会開催事業

〈視聴覚障害者情報センター〉

- ・視聴覚障害者情報センター管理運営事業
- ・障害者の明るくらし促進事業（情報センター）

視覚障害者生活訓練事業

中途失明者緊急生活訓練事業

聴覚障害者生活訓練事業

点訳奉仕員研修事業

音訳奉仕員研修事業

デイジー編集奉仕員養成研修事業

手話通訳者養成・登録試験事業

手話通訳者養成指導者研修事業

字幕制作ボランティア養成研修事業

修事業

- ・要約筆記者養成研修事業
- ・盲ろう者通訳・解除員養成事業
- ・盲ろう者通訳・介助員派遣事業
- ・広域派遣事業（手話通訳・要約筆記）

・情報支援ボランティア養成事業

・重度障害者情報アクセス訓練事業

・手話通訳者等派遣及び健康診断事業

・同行援護者養成研修事業

・技術活用事業

「新型コロナウイルス ス関連情報」

全国的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、今年度開催予定の以下の行事は中止されましたのでご報告します。

〈九州〉

・第35回九州身体障害者福祉ゲートボール大会（大分大会）

・第14回九州身体障害者グラウンド・ゴルフ大会（福岡大会）

・第51回九州身体障害者福祉大会、第28回九州ブロック身体障害者相談員研修会（熊本大会）

〈鹿児島県〉

・第38回身体障害者ゲートボール大会

・第31回STT大会

・第43回障害者卓球大会

・身体障害者相談員研修会

なお、次の行事については、延期の上、感染拡大防止策を検討しながら開催に向けて準備しております。

・第14回身体障害者グラウンド・ゴルフ大会11月6日開催予定

・鹿児島県障害者保健福祉大会11月12日開催予定



かんぎの製作費の一部に鹿児島県共同募金会の配分金を充当させていただいています。

令和2年度 資金収支予算（法人全体）

（単位：円）

勘 定 科 目		1年度予算額	2年度予算額	増 減
事業活動による収支	収入			
	会費収入	720,000	720,000	
	経常経費寄付金収入	50,000	50,000	
	経常経費補助金収入	28,162,000	28,162,000	
	受託金収入	167,820,000	178,420,000	10,600,000
	事業収入	19,375,000	16,053,000	-3,322,000
	受取利息配当金収入	25,000	25,000	
	事業活動収入計（1）	216,152,000	223,430,000	7,278,000
	支出			
	人件費支出	134,432,000	134,317,000	-115,000
施設整備等による収支	事業費支出	71,096,000	81,625,000	10,529,000
	事務費支出	2,183,000	2,111,000	-72,000
	助成金支出	1,683,000	1,783,000	100,000
	負担金支出	40,000	40,000	
	支払利息支出	1,000	1,000	
	事業活動支出計（2）	209,435,000	219,877,000	10,442,000
	事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	6,717,000	3,553,000	-3,164,000
	収入			
	施設整備等収入計（4）			
	ファイナンス・リース債務の返済支出	3,628,000	3,595,000	-33,000
その他の活動による収支	施設整備等支出計（5）	3,628,000	3,595,000	-33,000
	施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	-3,628,000	-3,595,000	33,000
	収入			
	投資有価証券償還収入	1,100,000		-1,100,000
	設備整備等積立資産償還収入		4,000,000	4,000,000
	積立資産取崩収入	1,809,000		-1,809,000
	サービス区分間繰入金収入	700,000	700,000	
	その他の活動収入計（7）	3,609,000	4,700,000	1,091,000
	支出			
	積立資産支出	6,244,000	8,298,000	2,054,000
その他の活動による収支	サービス区分間繰入金支出	700,000	700,000	
	その他の活動支出計（8）	6,944,000	8,998,000	2,054,000
	その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	-3,335,000	-4,298,000	-963,000
	予備費支出（10）	300,000	300,000	
	当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）	-546,000	-4,640,000	-4,094,000
	前期末支払資金残高（12）	18,925,000	19,919,000	994,000
	当期末支払資金残高（11）+（12）	18,379,000	15,279,000	-3,100,000

令和元年度 収支決算報告書（法人全体）

（単位：円）

勘 定 科 目		予算（A）	決算（B）	差異（A）-（B）
事業活動による収支	収入			
	会費収入	720,000	760,000	-40,000
	経常経費寄付金収入	50,000	50,000	
	経常経費補助金収入	28,162,000	28,162,000	
	受託金収入	150,866,000	150,152,820	713,180
	事業収入	21,674,000	16,116,826	5,557,174
	受取利息配当金収入	25,000	22,130	2,870
	その他の収入		230,580	-230,580
	事業活動収入計（1）	201,497,000	195,494,356	6,002,644
	支出			
施設整備等による収支	人件費支出	132,407,000	131,055,792	1,351,208
	事業費支出	55,545,000	51,109,126	4,435,874
	事務費支出	1,885,000	1,641,563	243,437
	助成金支出	1,683,000	1,613,340	69,660
	負担金支出	40,000	39,000	1,000
	支払利息支出	1,000	136	864
	事業活動支出計（2）	191,561,000	185,458,957	6,102,043
	事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	9,936,000	10,035,399	-99,399
	収入			
	施設整備等収入計（4）			
その他の活動による収支	固定資産取得支出	1,836,000	2,271,946	-435,946
	ファイナンス・リース債務の返済支出	3,595,000	3,594,240	760
	施設整備等支出計（5）	5,431,000	5,866,186	-435,186
	施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	-5,431,000	-5,866,186	435,186
	収入			
	設備整備等積立資産償還収入	1,100,000	1,100,000	
	積立資産取崩収入	1,809,000	1,797,970	11,030
	サービス区分間繰入金収入	700,000		700,000
	その他の活動収入計（7）	3,609,000	2,897,970	711,030
	支出			
その他の活動による収支	積立資産支出	6,087,000	5,840,300	246,700
	サービス区分間繰入金支出	700,000		700,000
	その他の活動による支出		340	-340
	その他の活動支出計（8）	6,787,000	5,840,640	946,360
	その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	-3,178,000	-2,942,670	-235,330
	予備費支出（10）	300,000	—	300,000
	当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）	1,027,000	1,226,543	-199,543
	前期末支払資金残高（12）	18,925,000	19,906,309	-981,309
	当期末支払資金残高（11）+（12）	19,952,000	21,132,852	-1,180,852

「遠隔手話通訳サービス」 が9月からスタート!

聴覚障害者の生活を支える手話通訳者について、鹿児島県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「遠隔手話通訳サービス」を新たに開始(委託先:鹿児島県身体障害者福祉協会)しましたのでお知らせします。

1 サービスの内容
対面せずに、離れた場所で、スマートフォンやタブレット端末を活用した遠隔での手話通訳サービスの提供

・利用場面: 新型コロナウイルス感染時の医療機関の受診や災害時(避難発生時)

2 対象者

鹿児島県内在住の聴覚障害者

3 開始時期: 令和2年9月2日(水)

4 利用時間

午前8時30分～午後5時(原則、火曜日を除く。)

5 利用者負担

無料 ※自己のスマホ等の通信料は利用者負担

6 利用方法

ご自身のスマートフォン又はタブレット端末を使用して、サービスを受けられます。

※お住まいの市町村によっては、タブレット端末を無料で貸し出すところもあります。

7 申込方法

利用者が事前に「利用申請書」

によりFAX又はメールで申込み

※予約制(原則、利用の1開館日前までに申込み。)

8 問い合わせ等

鹿児島県視聴覚障害者情報センター

(遠隔手話通訳サービス担当)

TEL 099-220-5896

FAX 099-229-3001

午前8時30分～午後5時(原則、火曜日及び年末年始を除く。)

各自治体の帰国者・接触者相談センター窓口
に相談する場合



聴覚障害者 センター職員

医療機関に受診し、治療を行う場合



聴覚障害者 医師 聴覚障害者

遠隔手話を担う情報提供施設等



「かごしま県民手話言語条例」が令和2年3月27日に施行

鹿児島県聴覚障害者協会

会長 大久保 正代

「かごしま県民手話言語条例」は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的としています。

この条例が制定されて、皆さんに手話が言語であることをまづ知っていただき、理解しただくことを期待しています。

そして、聴覚障害者と健常者が互いに理解しあえる社会を願っています。

聴覚障害者にとって普段の生活で一番の悩みは情報が入りにくいということです。

例えば、駅で電車を待っている場合、私たちは聞こえないので、どうして電車が来ないのか遅れているのか、それとも運休なのかわかりません。また、うしろから呼び掛けられてもわからないので無視したと勘違いされてしまうこともあります。

そして、最近特に困ることは、

マスクを付けての生活を余儀なくされているため、口元や表情を見ることができずコミュニケーションが取りづらくなっていることです。聴覚障害者がマスクを取って会話をしている場面もあるかとは思いますが、ご理解ください。

手話を「誰でも気軽に使える社会」になることが願いでもあります。まずは手話だけにこだわらずポディアクションや筆談など失敗を恐れず、恥ずかしがらずにいろいろな方法で気軽に話しかけてほしいと思います。

条例制定を機に、県知事をはじめ首長会見などに手話通訳がつくようになりました。まだまだ私たちが願う状況とはいきませんが、情報が保障されることが当たり前の生活を少し感じることができました。

手話が広がり、たくさんの方々と会話を楽しみ、障害があるなしに関係なく過ごせる社会になることを楽しみにしています。



ジパング倶楽部

特別会員のご案内

JR東日本の協力のもと、ジパング倶楽部の身体障害者向け特別会員の受付業務を行っています。

身体障害者手帳では割引とならないJRの特急券などが、2・3割引となるミドルからシニアの方を対象とした購入割引サービスとして、大変好評をいただいております。全国で約1万8千人の方が入会されています。

●加入資格

身体障害者手帳所持者で

男性 60歳

女性 55歳以上の方

●年会費 1,400円

●きつぷの割引について

(一) 割引対象となるきつぷJR線を「片道。往復、連続」で201km以上ご利用される場合、特急券・グリーン券・指定券などが割引されます。(新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部割引とならないきつぷがあります)

(二) 割引の内容

3割引(ただし新規 会員(期限切れ会員含む)は初回3回まで2割引となります)

(三) 割引とならない期間

4月27日～5月6日、8月10日～8月19日、12月28日～1月6日のすべての期間

(四) 介助者の割引

第1種身体障害者の方で、介助者が同行される場合は、介助者も同様の割引となります。

●お申込みにあたっての注意

(一) お申込みをいただいてからお手元にジパング手帳が届くまで約3～4週間程度かかります。ご旅行の際は余裕をもってお申し込みください。

(二) 会員誌などの特典サービスはありません。

(三) 1年ごとの更新のお知らせ等は差し上げておりませんので、手帳の使用期限には十分ご注意ください。

●申込先

電話 099-228-6271
FAX 099-228-6710

障害者110番

障害のある方やその家族の相談に応じます。(相談無料)

電話(FAX兼用):
099-228-6000

メール: soudan110ban@shogaisha-kagoshima.jp

相談受付日時: 月曜日～金曜日 9時～17時 ※時間外、土・日・祝日は、留守番電話及びFAXで対応します。
弁護士相談: 毎月第3水曜日(要予約)

障害者を対象とする
鹿児島県職員採用選考試験を実施します。

令和2年度から、受験資格年齢の上限を9歳拡大しました。
(18～30歳→18～39歳)
【試験区分】一般事務、警察事務

【受験資格】

・身体障害者、知的障害者または精神障害者の方で、年齢は18歳～39歳(令和3年3月末現在)の方
※詳細は、ホームページまたは試験案内で御確認ください。

【受付期間】

8月28日(金)～9月16日(水)
※インターネットによる受験申し込みは、8月28日(金)～9月14日(月)

【第1次試験日】11月1日(日)

【試験地】鹿児島市

【その他】

試験案内および受験申込書は、県庁など県の機関で配布中。

なお、受験資格、申込書の配布場所など、詳しくは県ホームページ(<https://saiyo.pref.kagoshima.jp/>)をご覧ください。下記までお問い合わせください。

鹿児島県人事委員会事務局
電話番号: 099-286-3893・3894

パソコンやスマホで
困りごとないですか？

プロがマンツーマン

で指導します

実施日: 第1・3木曜日(要予約)
時間: 一人概ね1時間
場所: ハートピアかごしま3階
相談内容: パソコン(ワード、エクセル、メール)の操作、インターネットの接続や利用方法

スマートフォン・iPhone、タブレットの使い方やトラブルなど

相談できる人: 鹿児島県内の障害者手帳等をお持ちの方

相談料: 無料

視覚障害者のご相談には、協会職員が対応する場合があります。ハートピアかごしまへ来るとが困難な方は、パソコンボランティアがご自宅に訪問してサポートします。(離島地域は除く) ※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止になる場合もございます。

【問い合わせ先】

〒890-0021

鹿児島市小野1丁目1-1

ハートピアかごしま3階

鹿児島県身体障害者福祉協会

電話 099-228-6271

お気軽に電話ください

表彰

令和2年度 日本身体障害者団体連合会会長表彰

十 島 昭 一 郎 氏

この度、十島昭一郎氏(県聴覚障害者協会理事)が、身体障害者の福祉の向上に寄与された功績を称えられ、日身連会長表彰を受賞されました。

心よりお祝い申し上げますとともに、今後ますますのご活躍とご健康をお祈り申し上げます。

なお、今年は、新型コロナウイルスの影響で日本身体障害者福祉大会(ひろしま大会)が中止となり、全国の52名の受賞者には表彰状と記念品が郵送にて贈呈されました。